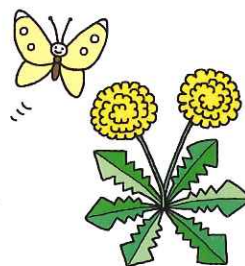


たんぽぽだより



第12号

(2015.06.01)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12-2京町会館1F

TEL 096-352-2523 FAX 096-352-2524

ホームページ

たんぽぽ法律事務所 熊本

検索



ノーモア・ミナマタ ～問われる歴史認識

弁護士 寺内 大介

熊本地方裁判所に係属中のノーモア・ミナマタ第2次訴訟の原告が1000名を突破した（東京、大阪、新潟でも訴訟中）。

全面解決を目指した水俣病特別措置法を閉じた今、これだけの被害者が裁判を余儀なくされているというのは異常事態だ。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式で、望月環境大臣は、すべての被害者救済のために不知火海岸住民の健康調査を求めた被害者団体に対し、「実施しない」と明言した。

「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる」。

歴史の修正に熱心な総理と被害者救済に無関心な環境大臣。

加害責任を負う両大臣の歴史認識が問われている。

弁護士	寺内 大介
弁護士	橋本 和隆
弁護士	池上 雄飛
事務局	K
〃	N
〃	M

たんぽぽ
法律事務所



電話受付
月火木金 9:30～13:00
14:00～17:00
水土(隔週) 9:30～13:00

熊本市のムダづかいをただす産文解体住民訴訟

弁護士 寺内 大介

産文会館解体差止住民訴訟～ 541 名の原告団

熊本市は、市民が産業や文化の交流の場として愛用してきた産業文化会館を解体し、花畑広場を整備中である。2787名の熊本市民が、産文会館は、固定席の中規模ホールや畳敷きのホールを備えた貴重な市民の財産であり、だからこそ92%という高い利用率を誇っていた、耐用年数を30年以上残しており、改修すれば50年は使えるのに壊すのはムダづかいであるとして、解体差止の住民監査請求を行った。これが棄却されたことを受け、541名の原告が熊本地裁で解体差止住民訴訟を提起したにもかかわらず、熊本市が解体を強行したため、損害賠償に変更して訴訟を継続中である。

大会議場(MICE)に300億超の支出

熊本市は、「中心市街地活性化」の名の下、産文解体・広場整備に20億円を支出するほか、2000名の会議場を中心とした大型集客施設(MICE)建設に300億円以上を支出しようとしている。

しかし、年数回しか開催されない学会のため300億もつぎ込み、維持費を払い続けるのは「子孫に重い借金を背負わせることになる」との批判のほか、「街中に広場をつくっても“にぎわい創出”にはつながらず、犯罪の温床になるのでは」との懸念も広がっている。

放り出された県民百貨店の従業員・テナント

MICE建設に伴い、九州産交が所有するビルで長年県民に愛されてきた県民百貨店が閉鎖することとなり、従業員は解雇、テナントも契約の更新を拒絶されるなど、MICE建設の被害が各方面に広がるなか、テナントの有志が損害賠償を求めて訴訟を提起する事態になった。

スクラップアンドビルド政策の転換を

産文解体住民訴訟では、①改修すればまだ十分使える建物だったことについての建築関係意見書や、②広場を作れば回遊性が高まり賑わいを増すという市の主張の誤りをただす都市計画意見書等を提出し、産文解体の違法性を立証していく予定である。

消費税がアップし、年金が削られる時代。

大きなハコモノをつくって人を集めようという20世紀型の政治に終止符を打つべく、頑張りたい。



働くあなたに耳寄りな情報～労働審判って知っていますか?～

弁護士 寺内 大介

多発する労働トラブル

サービス残業など労働基準法に違反する長時間・低賃金労働で労働者を使い捨てにする“ブラック企業”を規制する青少年雇用促進法が今国会で成立する見込みです。

「残業代が支払われないけど、会社に言うとかビになるかも」

「上司から毎日のように『会社を辞めろ』と言われる」「気持ちがふさが込むので病院に行ったら『過労うつ』と診断された」

人生の中で大きなウェイトを占める仕事がこういう状態では、充実した毎を送るのは難しいですね。

最近、過労うつが「労災」と認定されるケースも増えているようです。

忙しいあなたには、労働審判がおすすめ!

当事者間での交渉には限界があるし、裁判は時間がかかるという難点があります。

そんなあなたの悩みに応えるのが、労働審判です。

労働審判官(裁判官)と労働問題の専門家である労働審判員2名の計3名が双方の話を聞き、事案の実情に即した柔軟な解決を図ります。

原則3回の期日で終わりますから、半年以内での解決が期待できますし、費用も訴訟より安く済みます。

先日、担当した未払賃金事件では、1回で和解が成立し、労働審判を申し立てた労働者は、大変喜ばれました。

労働相談は、たんぽぽ法律事務所へ!

たんぽぽ法律事務所では、労働事件に精通した弁護士が、働くあなたのご相談内容に応じて、交渉、労災申請、労働審判、訴訟など、問題解決に必要な手続を全力でサポートします。お気軽にご相談下さい。

御船町竹バイオマス問題住民訴訟

弁護士 橋本 和隆

本訴訟は、御船町が、国からの地域バイオマス利活用交付金を設立されたばかりの事業会社に漫然と支出し（2回に分けて支出。合計約3億円）、事業会社が自己資金を調達できず、事業が全く実施できず、国から御船町が事業会社に代わり交付金の返還を求められ御船町に約3億円もの損害が生じたことへの町長の責任を追及する住民訴訟です。

平成26年10月27日、熊本地方裁判所は、山本前町長の金銭支出行為に違法性があつたことを認定し、御船町が山本氏に対して9279万3000円を請求することを命じる住民勝訴判決を言い渡しました。

この判決は、第2回目の支出の時点で、事業会社は、「事業に必要な資金の融資を受けられないことが確実な状況に至ったといわざるを得ない」とし、さらに山本前町長の事業会社の資金調達についての調査・検討は「9000万円を超える多額の支出であるということに比して、極めて軽率な対応であつたと評価せざるを得ない」とした上で、山本前町長の2回目の支出は、「社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用した違法な行為に該当する」と断じて、山本前町長の支出行為の違法性を正面から認めました。

この判決は、首長の法的責任を正面から断じた極めて画期的かつ高く評価される判決ですので、判決を重く受け止め、控訴するべきではないと御船町に申し入れを行いましたが、御船町は不当にも控訴しました。

御船町の控訴を受け、住民側も1回目の2億円の支出行為の違法性を改めて問うべく附帯控訴しました。平成27年3月23日、福岡高裁で控訴審の第一回口頭弁論が行われ、住民の代表1名が、本件の問題点などを意見陳述しました。高裁の第2回弁論は、6月1日です。

控訴審でも全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解とご支援をお願い致します。



中小企業の法律問題 ～売掛金の確実な回収のために～

弁護士 池上 雄飛

「売掛金の回収ができなくて困ってます…」という相談がよくあります。「取引先とは長い付き合いだから契約書は作っていない」、「取引先には目ぼしい財産は残っていない」といったケースが少なくありません。

これらのケースでは、法的な手続を採っても、売掛金の回収はきわめて困難です。

まずは、任意の支払を要求することになりますが、法律事務所に相談に来られるような場合、応じてくれないことが多いので、裁判手続を採ることになります。

裁判では、裁判官という第三者が勝ち負けを判断することになります。裁判官は、皆さんの取引を見ていたわけでも聞いていたわけでもありませんから、契約書等の証拠によって、自分の言い分が事実であることを証明し、裁判官を説得しなければなりません。契約書の作成を怠っていた場合、裁判で取引の事実を証明することができず、負けてしまう可能性があります。「契約書なんて自分の業界では作らないのが常識だ」、「契約書を作ってくれなんていったら仕事が取れなくなる」などの声も聞きますが、裁判でそんなことを言っても聞き入れてもらえません。きちんと契約書を作成することが、売掛金の回収不能のリスクを減らす第一歩です。

では、契約書をきちんと作成していて裁判に勝ったら、売掛金が回収できるのでしょ

うでしょうか？ 裁判に勝っても裁判所がお金を回収してくれるわけではありません。裁判に負けてもなお、お金を支払わない人もいます。この場合、判決を使って、強制執行手続を採る必要があります。強制執行手続は、相手方の財産を差し押さえて、その財産を売却するなどしてお金に換え、そこから債権を回収するという手続です。

問題は、相手に差し押さえるべき財産がない場合、強制執行手続を採ることができない（もしくは意味がない）ということです。裁判で勝っても、相手に財産がなければ強制執行できず、売掛金は回収できないのです。相手方に財産が残っていない状況では、裁判をする意味がほとんどないということになります。

では、どうすればよかったのでしょうか？

それは、相手と取引をする最初の段階で、相手の財産等を調査しておくことです。そして、取引開始時に財産をあらかじめ担保に取っておく、取引後でも相手の資金繰りが厳しくなり始めたときに担保の要求をする、相手が財産を処分する前に仮に差し押さえておく（保全手続）、などの方法を取ることが出来ます。

このような準備を怠り、相手の財産がなくなってしまうと、泣き寝入りするしかありません。泣き寝入りしないためには、事前の対策が大切です。



◎ 耳よりなお知らせ ◎

【無料相談月間】

毎月変更になる相談内容について、初めてご相談いただく方に限り、相談料が**無料**（30分以内）になります。

6月は女性、7月は高齢者（60歳以上）のご相談を、**初回無料**（30分以内）でお受けします。

【交通事故の相談】

交通事故被害者のご相談は、**初回無料**（30分以内）でお受けします。

【出張相談】

高齢やお身体等の事情で事務所にお越しいただくことが困難な方には、出張相談をいたします。

【ホームロイヤー】

かかりつけのお医者さんのように、お困りごとを気軽に相談できる、「ホームロイヤー」（個人の法律顧問）契約も行っています。

【法テラス登録】

当事務所の弁護士は、法テラスに登録していますから、相談料のご準備が難しい方は、法テラスを利用でき、3回まで無料の法律相談ができます。

詳しくは、お電話いただくか、リニューアルした事務所のホームページをご覧ください。

たんぽぽ法律事務所 熊本

検索



弁護士に相談したいけど費用が心配...

～ 法テラスをご存知ですか？ ～

法テラス（日本司法支援センター）とは、経済的に余裕がない方も、法的なトラブルの解決に必要なサービスが受けられるよう、国が設置している機関です。

収入等の条件を満たせば、3回まで無料の法律相談ができるほか、弁護士費用を立て替えてもらい、事件の依頼をすることもできます。

グローバル化？

K

依頼人の相手方から国際電話がありましたが、英語が分からず、四苦八苦しました。

友人（新婦は中国籍）の結婚パーティーに参加しました。学生時代、再々々履修した科目が中国語でしたが、日本在住の従姉の旦那さん（アフリカのガボン国籍）が中国語得意なので、教えてもらい、友人の奥さんと会話できるようになりたいです。ちなみに、従姉の旦那さんの母国語はフランス語で、夫婦の会話は中国語とのこと。う～ん、グローバルです。

夢の国

N

季節によってイベントが異なり、年齢問わず楽しめる東京ディズニーリゾート。いつ行っても飽きることがありません。グッズも女心をくすぐる商品が多く、普段では買わないのに、何かいい訳をつけて、ついつい沢山買っています。これも、「夢の国」だからなのか…。そのため、家の中や身の回りの物が、ディズニーグッズで溢れています。

待ち時間や人の数、何より疲れが一番こたえますが、毎回、「また行きたいな～」って気持ちになります。

熊本の人って...

M

なんだかあたたかい。転勤族だったから余計にそう感じるのかも知れない。信号待ちしているだけでよく話しかけられる。「今日は暑かねー」。スーパーで果物を選んでいると、「これ、甘かるか?」。一瞬、(えっ?)と驚くが、ふっと心は和む。『ちょっと田舎』な熊本の良い所だ。人とのつながりが希薄になり、孤独死や犯罪が増加している昨今だが、隣が気になる熊本人。ランキング1位の熊本城の秘密は、こんな所にあるのかもしれない。